



疑問にお答えします

シリーズ N05



☆扶養の範囲ではたらくことって？

「育児や家事との両立を目指しながら働きたい！」という子育て中の方に多いのが、「配偶者の扶養から外れない範囲で働きたい」という希望です。「扶養の範囲で働くことが一番いい！」と思っている方も多いようですが、「扶養って、どういうこと？」という疑問にお答えします。

扶養とは 経済的に自分で生活することの出来ない、あるいは困難な人（被扶養者）を近親者（扶養者）が援助すること。つまり収入のある者が家族等を養うということ。

扶養の範囲内かどうかで、税金（所得税・住民税）や社会保険料の支払い等がどのようになるかは下記の表を参考にしてください。

被扶養者の年収区分による「税金・社会保険・控除等」一覧（扶養者の収入により変更する場合があります。）

年 収	被扶養者			扶養者	
	住 民 税	所 得 税	社会保険	配偶者控除	配偶者特別控除
100万円以下	かからない	かからない	かからない	受けられる	
100万円以上 103万円以下	かかる	かからない	かからない	受けられる	
103万円超 130万円未満 (106万円以上は注意*)	かかる	かかる	かかる場合と かからない場合あり*		受けられる
130万円以上 約201万円まで (所得123万円まで)	かかる	かかる	かかる		受けられる ☆150万円以下は配偶者 控除と同額になります。
約201万円以上	かかる	かかる	かかる		受けられない

年収額が103万円までの場合では、社会保険料は扶養者の給料から引かれるだけで、被扶養者は保険料の負担はありませんが、年収額が103万円を超えて働くと、国・地方に納める税金（所得税・住民税）や社会保険料の支払いが発生し、税金はともかく保険料が負担になる可能性があります。

しかし年金に関しては基礎年金に上積みができ支給金額が多くなる可能性もあると言われています。

* 社会保険の加入要件については、平成28年10月より短時間労働者へも適用拡大されています。

詳しくは社会保険事務所にてご確認ください。

※詳細につきましては、各担当へお問い合わせください。

